

2021年5月31日

学校法人京都橘学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人京都橘学園

監事 森 純一

監事 稲吉陽作



監 査 報 告 書

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人京都橘学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人京都橘学園の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の執行状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事会から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人京都橘学園の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務もしくは財産または理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以 上